



下呂市立小坂介護医療院指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護事業運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示106号

下呂市立小坂介護医療院指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護事業運営規程の一部を改正する規程

下呂市立小坂介護医療院指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護事業運営規程(令和6年下呂市告示第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(サービス費用等)	(サービス費用等)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。	3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。
(1) 食事の提供に要する費用 朝食1食につき <u>470円</u> 昼食1食につき <u>690円</u> 夕食1食につき <u>640円</u>	(1) 食事の提供に要する費用 朝食1食につき <u>440円</u> 昼食1食につき <u>650円</u> 夕食1食につき <u>610円</u>
(2) 滞在に要する費用 1日につき <u>600円</u>	(2) 滞在に要する費用 1日につき <u>440円</u>
(3) (略)	(3) (略)
4～8 (略)	4～8 (略)

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。